

平成26年12月議会

保健病院委員会資料

- 1 条例等議案 …………… P 1
- 2 平成26年度 12月補正予算（案） …… P 3

保健福祉局

議案第172号

北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第115条第3項において、障害福祉サービス受給者証及び地域相談支援受給者証の提出及び返還についての過料を科する規定を設けることができることとなっている。

現行の条例において、障害福祉サービス受給者証の提出及び返還については過料を科する規定を設けているが、地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対しては、過料を科する規定を設けていない。

今回、地域相談支援事業においても適正な実施を求める手続きについて均衡を図る必要があり、障害福祉サービス受給者証と同様に、地域相談支援受給者証についても過料を科する規定を設けることが必要と判断し、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

条例第4条第4項に、法第51条の9第2項又は第51条の10第2項の規定による地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対する過料を科する規定を追加する。

その他所要の規定の整備を行うもの。

改正箇所	新	旧
第4条第3項	法第24条第2項又は第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。	法第24条第2項又は法第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。
第4条第4項	<u>法第51条の9第2項又は第51条の10第2項の規定による地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</u>	

3 施行期日

平成27年1月1日

議案第173号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

健康保険法施行令の改正により平成27年1月から出産育児一時金の支給額が増額されることとなった。

これを受けて、北九州市国民健康保険条例（以下国保条例）の一部を改正するもの。

2 改正内容

国保条例第7条

「39万円」を「40万4,000円」に改正する。

改正箇所	新	旧
第7条第1項	被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。	被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>39万円</u> を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。

なお、支給を受ける者の大部分は、産科医療補償制度の掛金を負担しており、これまで条例第7条第1項ただし書きにより掛金相当額の3万円が加算され、支給総額は42万円（39万円＋3万円）となっていた。

平成27年1月から、産科医療補償制度の掛金が1万4千円引き下げられることに伴い、ただし書きによる加算を1万6千円に変更することとしている。

このため、同制度の加入者に対する出産育児一時金の総額は42万円（40万4千円＋1万6千円）で変わらない。

●産科医療補償制度とは

公益財団法人日本医療機能評価機構が運営主体となり、出産により発症した重度脳性麻痺児及びその家族の経済的負担を解消することなどを目的とした制度であり、市内全ての医療機関が加入している（公益財団法人 日本医療機能評価機構ホームページ資料による）。

この補償制度に加入する医療機関において被保険者が3万円の掛金を負担し、子が重度脳性麻痺となった場合、補償金3千万円が支払われる。

平成27年1月から掛金が1万6千円に引き下げられることとなっている。

3 施行期日

平成27年1月1日

※施行期日前に出産した場合は、従前の額を適用

平成26年度12月補正予算（案）

保健福祉局

○議案第193号「平成26年度北九州市一般会計補正予算（第4号）」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「平成26年度北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P.10、11）（単位：千円）

款 項 目	補正内容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.1.1	<p>職員費（保健福祉職員費）</p> <p>【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給の増額を行うもの。</p> <p>《勧告内容》 給与改定 +0.19% 期末・勤勉手当支給割合の変更 +0.15月</p> <p>《対象者》 一般職 983人 非常勤職員 97人 その他、育休等代替臨時職員</p>	8,322,175	157,994	8,480,169
3.8.1	<p>繰出金</p> <p>【概要】 国民健康保険特別会計の人件費補正に伴い、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出金を増額するもの。</p>	30,463,058	27,875	30,490,933
合 計			185,869	

○議案第194号「平成26年度 北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

【歳出補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P.36） （単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
1.1.1	一般管理費 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給の増額を行うもの。 《勧告内容》 給与改定 +0.19% 期末・勤勉手当支給割合の変更 +0.15月 《対象者》 一般職 109人	1,019,006	27,875	1,046,881
合 計			27,875	

【歳入補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P.36） （単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
8.1.1	一般会計繰入金	13,913,000	27,875	13,940,875
合 計			27,875	

○議案第195号「平成26年度 北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）」

【歳出補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P.38） （単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
1.1.1	食肉センター管理費 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給の増額を行うもの。 《勧告内容》 給与改定 +0.19% 期末・勤勉手当支給割合の変更 +0.15月 《対象者》 一般職 2人	542,666	1,543	544,209
合 計			1,543	

【歳入補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P.38） （単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
3.1.1	繰越金	10	1,543	1,553
合 計			1,543	